

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）
13：25～14：05
2. 開催場所 軽井沢町役場 第2会議室
3. 出席者
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員
理事者：副町長
オブザーバー：自然保護審議会長
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）関連の
説明のための出席者：受託業者社員A、受託業者社員B
事務局：事務局A、事務局B、事務局C
4. 協議事項
(1) 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について
(2) 今後のスケジュールについて
(3) その他
5. 傍聴人数 4名
6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局 A】 (●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局 A】（●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

定刻 5 分ぐらい前ですが皆様お揃いですので、只今から、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会を開催いたします。

軽井沢町自然保護審議会条例第 8 条第 6 項の規定により、同条例第 6 条を準用します本部会は、委員 5 名のうち、出席者 5 名でございますので、第 6 条第 2 項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

また、本日は、自然保護審議会の【自然保護審議会長】(●●●●●●●●●●)にもオブザーバーとして参加をいただいております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

【事務局B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承承願います。

なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と、報道関係の社名報告を行うという運用とさせていただきたいと思っておりますので、併せましてご了承承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は4名でございます。

続きまして報道関係者ですが、報道関係者の取材の方はございません。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にしていたくとともに、会議中はお静かに願います。また、この検討部会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようお願いいたします。

以上となります。

【事務局A】（●●●●●●●●）

それでは、続きまして、【副町長】（小池 秀一 副町長）より、あいさつを申し上げます。

2. 副町長あいさつ

【副町長】（小池 秀一 副町長）

こんにちは。ご紹介ありました【副町長】（小池 秀一 副町長）でございます。本日はお忙しい中、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私の所管事項の一つになっております「自然環境の保全と再生」というテーマでやらせてもらっておりますけれども、自然保護審議

さて、環境基本計画も自然保護審議会の皆様のお力添えをいただき策定をいたしまして、計画自体を今年度からスタートしているところでございます。今後も、この計画に基づき具体的な施策を行ってまいります。5年後に「中間見直し」、10年後には「総体的な見直し」を図るという予定にしております。

委員の皆様方におかれましては、慎重な調査審議を賜りますとともに、点検・評価だけに捉われず多角的なご意見をいただきながら、環境基本計画を確実に実践していくことで、「自然環境の保全と再生」が確実に実行されるための有意義な検討部会となりますことを祈念申し上げ、簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【事務局 A】 (●●●●●●)

3月の自然保護審議会では、【所属団体C】（●●●●）の中から【C委員】（●●●●●●●●●●）のみ、この検討部会に選任いただきました。その他の方々につきましては、委員をお願いしたい方々に、事務局より直接調整させていただくこととさせていただきました。そのような経緯もございましたので、事務局として選任させていただきました経緯を簡単にご説明しながらご紹介させていただきます。

それでは資料1の名簿順、まず、【A委員】（●●●●●●●●●●）。商工業事業者の関連団体の代表として【所属団体A】（●●

●●●●●)より審議会にご推薦をいただいておりますので、ご依頼させていただきます。

続きまして、【B委員】(●●●●●●●●)。町民の代表として【所属団体B】(●●●●●●●●)より審議会にご推薦をいただいておりますので、ご依頼させていただきます。

続きまして、【C委員】(●●●●●●●●●●●●)。【C委員】(●●●●●●●●●●●●)は、先程も申し上げましたが、【所属団体C】(●●●●●)の中から選任いただきました。

続きまして、【D委員】(●●●●●●●●●●●●)。別荘者の代表として【所属団体D】(●●●●●●●●●●●●●●)より審議会にご推薦をいただいておりますので、ご依頼させていただきます。

続きまして、【E委員】(●●●●●●●●●●●●●●)。農業関係者の関連団体の代表として【所属団体E】(●●●●●●●●●●●●●●)より審議会にご推薦をいただいておりますので、ご依頼させていただきます。

以上5名となります。それと、冒頭にもご紹介させていただきましたが、オブザーバーとして参加をいただいております【自然保護審議会長】(●●●●●●●●●●●●●●)でございます。

続きまして、町側のご紹介をさせていただきます。

先程ごあいさつをさせていただきました【副町長】(小池 秀一 副町長)。

事務局になりますが、【事務局B】(●●●●●●●●●●●●●●)、【事務局C】(●●●●●●●●●●●●●●)になります。以上になりますが、皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長の選任となりますが、部会長が選任されるまでの間、議事進行を【副町長】(小池 秀一 副町長)にお願いしたいと思います。

4. 部会長の選任

【副町長】(小池 秀一 副町長)

部会長が選任されるまでの間進行を務めさせていただきます。

それでは議事を進行いたします。

4の部会長の選任について、お願いします。

部会長につきましては、自然保護審議会条例第8条第3項の規定により、委員等が互選するとなっておりますので、部会長の選任をお願いします。自然保護審議会の会長・副会長は、委員の皆様から自薦や他薦を含め、立候補、推薦していただき選任していただきま

した。同様にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

それでは、自薦、他薦を含めまして、立候補、推薦をお願いします。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

事務局からの委員紹介で、それぞれの役割りといいますか、委員として選任された理由をお聞きしました。また、軽井沢町の環境基本計画が、『森・水・空気と美しい景観を 未来に引継ぐ地域の力』といったサブタイトルを掲げておりまして、未来の子ども達に対しまして特に主眼をおかれて策定されたことを考えますと、多くの子ども達をはじめ、町民の代表としてこの検討部会に関わっておられる【所属団体B】（●●●●●●●●●●）の【B委員】（●●●●●●●●●●）がよろしいかと思います。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

只今、部会長に【B委員】（●●●●●●●●●●）とのご意見がありました。よろしいでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

それでは、【B委員】（●●●●●●●●●●）に部会長をお願いいたします。

部会長席へお着きいただき、併せてごあいさつの方もお願いいたします。

→部会長指定席に移動。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

改めまして、部会長のご指名を賜りました【所属団体B】（●●●●●●●●●●）の【B委員】（●●●●●●●●●●）と申します。

環境基本計画が初めて策定されまして、計画年度が本年度から始まったばかりというところで、見直し検討部会の部会長という大役を任せ、責任を痛感している次第でございます。微力ながら軽井沢町の環境がより良くなりますよう努めてまいりますので、皆様にもお力添えのお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

ごあいさつありがとうございました。それでは、自然保護審議会条例第6条第1項により、部会長が議長となりますので、【部会長】（●●●●●●●●●●）に議事進行をお願いいたします。

5. 部会長職務代理者の指名

【部会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、次第に従い進めさせていただきます。次第5の部会長職務代理者の指名になりますが、事務局より説明をお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

自然保護審議会条例第8条、『部会』の規定中、第5項では、『部会長に事故あるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。』となっております。部会長より職務代理者の指名をあらかじめお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局の方から、条例の第8条第5項ということで部会長が指名をするということでございますけれども、環境基本計画では、軽井沢町が目指す将来の理想的な環境の姿を掲げております。そこに暮らす子ども達が希望を持って軽井沢で暮らし続けていって欲しいとの願いから、生活を営むための働く場といったものも環境を守りながら大切にしていかななくてはならないことだと思います。そういった意味から、商工業関係での代表としての【A委員】（●●●●●●●●●●）か、農業関係での代表の【E委員】（●●●●●●●●●●）がよろしいかと思っておりますが、【A委員】（●●●●●●●●●●）を指名させていただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

異議なしということですので、それでは部会長職務代理者は、【A委員】（●●●●●●●●●●）をお願いいたします。

6. 協議事項

（1） 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

【部会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、協議事項（1）になりますが、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

協議事項（１）軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について説明いたします。資料の右上に資料４と記してございますが、こちらをご覧ください。

『地球温暖化対策実行計画とは何ですか？』といったところからご説明申し上げますが、スライドNo.1の「1. 最近の軽井沢町における地球温暖化対策への取組」からご説明いたします。まず、軽井沢町は、令和2年3月に「CO₂排出実質ゼロ」宣言をしております。翌、令和3年3月には「軽井沢町ゼロカーボンシティ実現へ向けて」のロードマップを発表いたしました。令和4年には、環境省の補助金を活用し、「地域再生可能エネルギーポテンシャル調査」を業務委託により実施いたしました。そして、令和5年に「軽井沢町再エネポテンシャル調査結果報告書」を公表しております。続きまして、スライドNo.2の「2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について」になります。地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称「温対法」と申しますが、この法律に基づく、地方公共団体が実施する地球温暖化対策の総合的な計画となり、住民・事業者も含む温室効果ガス排出削減計画となります。次のスライドNo.3は、温対法で地方公共団体について規定されております一部抜粋となりますのでご覧いただければと思いますが、スライドNo.2の一番下にも記載させていただきましたが、市町村の策定は努力義務となっております。では、なぜ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が必要なのかといいますと、スライドNo.4になります。令和4年度に行いました「地域再生可能エネルギーポテンシャル調査業務委託」は、先程も申し上げましたが、環境省の補助金を活用して実施いたしまして、この補助金の条件として令和6年度末までに区域施策編を策定することが条件となっております。では、なぜ、この環境基本計画見直し検討部会で協議することとしたのかと申しますと、次のスライドNo.5になりますが、環境省が公表しております区域施策編でのよくある質問の抜粋となります。その中に「環境基本計画の取組の柱として地球温暖化対策を位置付けて、その施策を展開する中で、区域施策編で記載すべき内容を盛り込み、一つの計画にすることは可能か。」との問いに対しまして、「区域施策編の実効性・効果を強化していくためには、環境基本計画等の他の計画と一体的に区域施策編を策定することが望まれます。区域施策編の内容が、環境基本計画と共通する場合に、それぞれの事情に応じて、計画を統合することは可能」と

回答があります。このことを踏まえまして、町で検討した結果がスライドNo.6 となります。区域施策編は、「再エネ・省エネ・低炭素まちづくり(交通やゴミなど)」の3本柱で構成されることが多く、「再エネ」は、地域再生可能ポテンシャル調査の資料・データを活用できる、「省エネ・低炭素まちづくり」は、環境基本計画の資料・データを活用できるものでございます。また、軽井沢町の環境基本計画は、計画期間が2024年から始まったばかりであり、類似した計画がいくつも策定されることで、住民や事業者の皆様にご迷惑を生じさせるのではないかと、このような考えのもと、軽井沢町でも環境基本計画に区域施策編を包含する形で策定することとしたものでございます。

区域施策編策定についての説明は以上となりますが、事務局より一点お願いがございます。環境基本計画を策定する際にも、策定するにあたって専門的見地からの技術的支援等が必要不可欠であるということで、国の機関や他の地方公共団体において業務実績のある事業者と業務契約をし、検討部会にも参加しながら策定に関わっていただきました。検討部会設置要綱第4項では、「部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。」と規定されております。今回の区域施策編策定にあたりましても、専門的見地からの技術的支援等が必要不可欠でありまして、先般、入札により事業者と業務契約をしましたので、本検討部会への出席をお認めいただきたく、お諮りさせていただきます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

只今、事務局より説明のありました内容について、まず、事業者の検討部会への出席について、部会長が認めるということで、部会長としては認めていきたいと思いますが、ご承認とさせていただきますでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございます。それでは、事業者の方に入室をいただきたいと思います。少々お待ちください。

【事務局B】（●●●●●●●●）

事業者の方が、本日、傍聴の受付をされておまして、冒頭からこちらにお二人お座りいただいておりますので、会議の方を進行し

【部会長】 (●●●●●●●●)

【受託業者社員 A】 (●●●●●●●●●●●●●●●●)

軽井沢町様の計画がより良いものとなりますように尽力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【受託業者社員B】 (●●●●●●●●●●●●●●●●)

より良い計画ができますように取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 (●●●●●●●●)

それでは協議事項（１）を続けさせていただきますが、事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【部会長】 (●●●●●●●●)

特にないようですので次に進みたいと思います。

(2) 今後のスケジュールについて

【部会長】 (●●●●●●●●)

それでは、協議事項（２）になりますが、今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

協議事項（２）今後のスケジュールについて説明いたします。

資料の右上に「資料 5」と記してございますが、こちらをご覧ください。

『軽井沢町における地球温暖化対策の取組』のタイトルの資料となりますが、協議事項（１）で説明しました内容と重複する部分も

ございますので、かいつまんで説明させていただきます。

スライドNo. 1・2の「軽井沢町の概要」は省略させていただきますして、スライドNo. 3をご覧ください。『地球温暖化とは？』ということですが、地球は適度な温室効果ガスにより平均気温が約15℃に保たれていますが、皆様もご存じのように、人類の活動により、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇しており、これが地球温暖化と呼ばれるものでございます。スライドNo. 4になりますが、この温室効果ガスの約90%が二酸化炭素でして、この二酸化炭素の排出量を減らすことが地球の気温上昇を止める最も有効な手段と言われております。このことを受けまして、スライドNo. 5にありますように2015年、パリ協定におきまして世界の目標が掲げられ、日本でも2020年に菅元首相が「カーボンニュートラル宣言」をいたしました。スライドNo. 6にありますように、当町におきましても国の宣言より先行しまして、令和2年、2020年3月に「CO₂排出実質ゼロ宣言」をしております。スライドNo. 7・8は「地方公共団体が脱炭素に取り組む意義」でございます。多くの自治体がCO₂排出実質ゼロ宣言をしており、脱炭素に向けた取り組みは地方公共団体の責務でもあります。スライドNo. 8の例3にありますように、当町におきましては、地理的条件や歴史的背景、景観上の理由から、野立ての大型太陽光発電や大型風力発電の設置といったものは中々できない状況でございます。「エネルギーの地産地消」の推進といったものも中々難しく、地域のエネルギー収支を黒字化し、地域からの資金流出を防止することで地域経済を活性化し、結果として行政サービスの向上や産業振興などの住環境の改善を見込むといったことも中々難しい状況ではございますが、だからといって何もしなくて良いという訳ではございません。では、どのように二酸化炭素を削減していけば良いのかといった資料がスライドNo. 9からになります。スライドNo. 10にありますように、エネルギー対策のカギは低炭素エネルギーとなり、スライドNo. 11は産業・オフィスでの減らす対策例、スライドNo. 12・13は家庭・オフィス、スライドNo. 14は交通・物流、スライドNo. 15は森林・土地利用の減らす対策例となります。このように様々な対策例がございますし、スライドNo. 16からは、個人でできる取組例を示しております。また、スライドNo. 18にありますように、二酸化炭素を削減する「緩和策」だけではなく、異常気象による自然災害や熱中症等、すでに現れてしまっている温暖化の悪影響に備える「適応策」も推進していく必要があります。スライドNo. 19か

らは、地球温暖化の「適応策」と「緩和策」の関係や具体例をまとめた資料となります。スライドNo. 20では健康について、スライドNo. 21では農作物について、スライドNo. 22では、大雨や台風といった気象について、スライドNo. 23では防災計画についてといったように、対策例と同じように様々な適応策が考えられます。スライドNo. 24から27は、協議事項(1)で触れた部分と、町施設への再エネ等導入の状況や事業をまとめたものとなりますので省略させていただきます。スライドNo. 28をご覧くださいと思います。軽井沢町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、役場のみならず、住民・事業者を含む軽井沢町全体で、各主体が一丸となってカーボンニュートラル、脱炭素に向けた取組を進めるための指針となるものです。最後のスライドをご覧ください。部会委員の皆様へのお願いといたしまして、この検討部会では、より良い計画策定のため、『例えば』に記載がありますように、「身近な取組で〇〇をしたら脱炭素につながると思う。」、「事業者が脱炭素の取組をすすめるために、××を町に要望したい。」、「△△のような工夫をしたら住民にとってわかりやすい計画になると思う。」といったように、ご自身の立場からざっくばらんにご意見を頂戴したと思っております。

続きまして、資料の右上に資料6と記してございますが、こちらをご覧ください。

業務計画表になりますが、左側の列に項目を、上段に一月を3分割にして時期を表しております。皆様と直接関係してくる部分をご説明させていただきますが、部会につきましては、本日が第1回部会となりまして、計画策定に係る基本的事項、スケジュールの共有をさせていただきます。その上で、第2回の部会を10月中旬頃に予定させていただきたいと思っております。それまでの間に、温室効果ガス排出量の推計や分析、削減目標の検討・提案、目標達成のための対策、施策の検討、提案、等々を事業者から受けまして、基礎調査結果の報告、温室効果ガスの推計結果の報告、計画素案を提示させていただきたいと考えております。そこでの修正点を反映させまして、10月下旬頃に第1回の自然保護審議会を開催させていただき、パブコメに供する計画案を審議いただき、11月にはパブコメを実施したいと考えております。パブコメ意見を反映させた計画最終素案を2月上旬頃までにまとめまして、第3回の部会に提示させていただき、そこでの修正点を反映させまして、第2回の自然保護審議会を開催させていただき、計画最終案を審議させていただきたいと考えて

おります。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より具体的な方向性についてご説明がありました。
委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ないようでしたら次に進めさせていただきます。

（３） その他

【部会長】（●●●●●●●●●●）

最後の議題となりますが、事務局から何かございますか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

協議事項（２）で今後のスケジュールをお示しさせていただきましたが、今後の検討部会等の開催日程につきましては、後日、皆様のご都合をお聞きしまして調整とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次回以降ですが、事務局と委員の皆様との開催日程のご連絡や会議資料の提供につきましては、町が進めておりますD Xの推進や環境的配慮から電子メール等で行わせていただきたいと考えております。ただし、そうした環境が整っていない方や、会議資料だけは紙ベースで欲しいという方もいらっしゃるかと思いますので、従前どおり郵送でのやりとりをご希望される方や、資料等だけは紙で欲しいといった方は、その旨を申し出ていただきますようお願いしたいと思います。

事務局からは以上となります。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

基本的にはD Xの推進ということで、電子メールのみで資料の送付等も行うということでございますが、従来通り印刷物での提供を望まれる方は事務局の方に申し出ていただきたいと思います。この関係につきまして、委員の皆様よろしいでしょうか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。委員の皆様からも何かございますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

分析結果やデータが事業者から出て来るとは思いますが、その都度、D Xを通して我々に資料が提供されるのか、ある程度、まとまって

から資料が提供されるのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

一度に目を通していただくことも大変になるかと思いますが、分散できるものは分散してお送りさせていただきます。逆に町側でも精査し、一つにまとめて、それを会議の資料体としてメール等でお送りさせていただくということで対応させていただきたいと思っています。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

内容によってということですね。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

そうです。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

他にございませんか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

以上で本日の協議事項は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

7. 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

部会長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町環境基本計画見直し検討部会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上。